

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。

認定第1号、認定第3号、認定第9号、認定第10号、議案第1号及び議案第7号ないし議案第9号の以上8件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算のうち、経済部所管分の主な事業について御説明申し上げます。

令和6年度主要施策の成果報告書を御覧ください。

初めに、26ページになります。デザイン推進事業費3千707万円です。チーフ・デザイン・プロデューサーを配置いたしまして、デザインシステムの導入を進めるなど、様々なデザイン事業に取り組んだところでございます。あわせまして、あさひかわデザインウィーク及びまちなかキャンパスへの支援を行っております。

続きまして、27ページ、国際家具デザインフェア旭川2024開催費550万円です。12回目となりました今回の開催では、38の国と地域から655点の応募があり、審査会と表彰式、作品展示のほか、審査委員長の藤本壮介氏らによるトークイベントを開催したところでございます。

続きまして、28ページ、ユネスコ創造都市ネットワーク連携費2千376万6千円です。国内外の各種会議に参加したほか、昨年10月には本市でデザイン都市会議を開催し、21か国23都市から48名が参加いたしまして、デザイン都市旭川宣言を採択するなど、活発な議論や交流が行われたところでございます。

続きまして、40ページ、創造拠点運営事業費2千475万6千円です。デザイン活動の拠点としてデザインギャラリーを運営し、2名の地域おこし協力隊による活動の企画や交流の促進、情報発信などを行ったところでございます。あわせまして、地場産業振興センターと共にフードフォレスト旭川構想の推進にも取り組んでおります。

続きまして、42ページ、大阪関西万博共創パートナー事業費599万8千円です。本年開催の大阪・関西万博に向け、TEAM EXPO 2025プログラムの一環といたしまして、林業や木材産業の課題解決に向けて、WOODS & DESIGNといたしまして、フィールドワークやトークセッション等を本市において行ったものでございます。

続きまして、60ページ、スタートアップ伴走支援費1千391万2千円です。旭川産業創造プラザと連携をいたしまして、創業の支援を行ったほか、市政アドバイザーの岸博幸氏と連携をいたしまして、中学生等の若者を対象に、起業家育成プロジェクトを実施したものでございます。

次は、物価高騰対策に係る事業でございます。

74ページになります、中小企業等省エネルギー設備導入支援費4千811万2千円です。市内中小企業者等が、新たな省エネルギー化などで新製品、新サービスの開発や、生産性向上など一定の要件を満たす設備を導入する場合にその経費の一部を補助するもので、29件を採択したところでございます。

続きまして、76ページ、貨物自動車運送事業者支援金4千667万円です。事業継続支援といたしまして、一般・特定貨物自動車は1台当たり2万円、貨物軽自動車は1台当たり1万円を給付したところでございます。なお、本事業は受付期間が令和7年4月30日までとなっております、令和6年度決算の対象は、3月中に申請が完了した分となっております。

続きまして、認定第3号、令和6年度旭川市動物園事業特別会計決算につきまして御説明申し上げます。資料は、歳入歳出決算事項別明細書の164ページになります。歳入合計につきましては、歳入済額18億9千556万5千695円で、収入率は93.9%となっております。

このうち入園料につきましては、2ページ戻りまして162ページ、1款1項1目入園料で、収入済額は、9億7千978万300円で収入率は111.4%となっております。また、寄附金につきましては、4款1項1目寄附金で、収入済額は、5億4千5万9千991円で、収入率は102%となっております。

次に、166ページを御覧ください。歳出合計につきましては、先ほど御説明した歳入合計と同額となっておりますが、このうち主な事業について申し上げますと、1款1項1目総務管理費の施設管理費は10億8千326万8千938円、施設整備費につきましては、1億3千603万9千204円となっております。この施設整備費の内容ですが、資料が変わりまして、令和6年度主要施策の成果報告書に戻っていただきまして、53ページを御覧いただきたいと思っております。ゼロカーボンZOOの取組といたしまして、令和5年度に引き続き、ペレットストーブ3台を導入いたしまして計6台となりました。燃料のペレットにつきましては、園内の剪定枝などを集めて作ることで、エネルギーの循環利用とPRを行い、地域木質バイオマス利活用の促進につなげたところでございます。このほか、ペンギン館等に日よけを設置するなど、老朽化した施設や設備の改修、修繕を行ったところでございます。

続きまして、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

令和7年度旭川市一般会計補正予算の10ページを御覧いただきたいと思っております。歳出でございますが7款1項2目工業振興費、中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金償還金114万9千円です。先ほど御説明いたしました令和6年度の物価高騰対策事業といたしまして、この補助金を交付した企業のうち1社が、今年度に入りまして自主廃業したことに伴いまして、補助金交付額から減価償却分を控除した額を国に償還しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 認定第1号の令和6年度旭川市一般会計決算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして、御説明申し上げます。

観光スポーツ部といたしましては、経常費が5事業、臨時事業費が23事業の、合わせて28事業を執行しておりますが、その主な事業につきまして、令和6年度主要施策の成果報告書に基づき御説明申し上げます。

主要施策の成果報告書の47ページを御覧ください。花咲スポーツ公園再整備費1千868万2千円につきましては、北北海道のスポーツ競技の拠点として、また市民の日常利用の場として長年親しまれてきた花咲スポーツ公園について、老朽化の進行及びスポーツを取り巻く状況の変化や多様化するニーズに対応するため、総合体育館の建て替えをはじめとする公園の再整備を行ったもの

であります。

次のページ、48ページを御覧ください。スポーツ大会開催負担金・補助金3千80万円につきましては、本市で開催される大規模スポーツ大会である旭川ハーフマラソン、バーサーロペット・ジャパンの大会運営のため、事務局の運営に係る経費や大会に対し、補助を行ったものでございます。

続きまして、次のページ、49ページを御覧ください。観光プロモーション推進費1千807万2千円につきましては、観光入込客数及び観光客宿泊数の増加を図るため、他の自治体とも連携しながら、本市の知名度の向上及びイメージアップに資する観光客誘致活動を実施したものであります。

次のページ、50ページを御覧ください。大雪カムイミンタラDMO推進費8千446万8千円につきましては、滞在型、通年型観光の促進に向けたマウンテンシティリゾートの形成を推進するため、スキー場を核とした冬季観光促進事業や、マーケティング調査等を行うDMOの活動を支援したものであります。

次のページ、51ページを御覧ください。新規事業、醸造文化活用産業観光振興事業費447万7千円につきましては、本市に所在する醸造・発酵に携わる事業者と一体となり、その伝統技術や歴史文化を活用した産業観光を推進することで、アドベンチャートラベルの異文化体験を志向する欧米豪のインバウンドを中心とした誘客促進につなげることを図るものであります。以上が、一般会計決算のうち、観光スポーツ部所管の決算の概要であります。

続きまして、議案第1号の令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の11ページを御覧ください。歳出、10款6項1目保健体育総務費のカムイスキーリンクス施設整備基金積立金8千万円でございます。こちらは、令和6年度におけるカムイスキーリンクスの指定管理事業等に係る収支決算において余剰が生じたことから、基本協定書に基づき、指定管理者である一般社団法人大雪カムイミンタラDMOから納付金を受け、カムイスキーリンクス施設整備基金に積み立てるため、補正しようとするものであります。

以上が、観光スポーツ部所管の補正予算でございます。

よろしくお願いいたします。

○林農政部長 認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算のうち、農政部所管分の事業について、令和6年度主要施策の成果報告書に基づいて説明をいたします。報告書を御覧ください。

初めに、39ページ、高付加価値農産物流通拡大事業費1千600万5千円です。旭川産農産物の高付加価値化と流通拡大を図るため、大阪府泉大津市と共同で実施したオーガニックビレッジ宣言と、これに基づく本市の有機農産物のPR事業をはじめ、農業者による有機農業への転換や環境に配慮した農業への支援を行っております。

次に、41ページ、スマート農業・省力化技術導入支援費3千125万5千円です。担い手の減少や高齢化等による労働力不足が深刻化している中、農業経営の維持、生産の拡大につなげるため、自動操舵システム42台、水管理システム34台の導入を支援することで、作業の省力化及び効率化を図りました。

続きまして、決算事項別明細書により説明をいたします。

113ページを御覧ください。6款1項2目農業振興費の右側の備考欄4番目になりますが、担い手確保・育成バックアップ対策費168万8千円です。多様な農業経営の発展を推進するため、農業者や後継者の育成体制の構築、将来の地域農業のリーダー等となる人材の育成を支援しました。また、不足する労働力の確保に向けた農福連携などの各種事業を行うほか、旭川市内の各地域における将来の農業の姿を示す地域計画を作成しております。

次に、115ページを御覧ください。6款1項4目農業センター費の右側の備考欄で1番最初です。土づくり対策支援費664万8千円です。環境負荷の低減、生産性の維持、健全な土づくりを推進するため、土づくり指導の専門職員とともに、農業者の圃場を巡回し、栽培上の課題に対応するとともに、生産圃場を中心とした土壌分析診断を1千546点行い、助言指導を実施いたしました。また、農業者の土づくりに役立つ内容を基に構成するニュースレター、こちらを発行し、広く情報発信を行っております。

次に、同じページの1番下になります。6款2項1目林業振興費の林業担い手確保・育成支援費2千146万3千円です。林業事業者の体制強化を図り、効率的な森林整備を促進するとともに、林業の担い手を確保、育成するため、森林環境譲与税を活用し、林業機械や個人装備品等の導入支援を実施したほか、北海道立北の森づくり専門学院のPR支援等を行っております。

以上が、農政部所管事業の決算概要です。

続いて、議案第1号、令和7年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分について説明をいたします。

補正予算書の10ページを御覧ください。6款1項3目農産園芸振興費のスマート農業・省力化技術導入支援費26万円です。こちらの事業は、省力化技術設備の導入を促進し、作業効率向上と労働力不足を解消することにより、農業経営の維持拡大を図るものでありますけれども、令和6年度に実施した補助事業における補助対象者の消費税等仕入れ控除税額が確定いたしまして、消費税等相当額の返還が生じたことから、当該額を財源の交付先である国に返還するものであります。財源につきましては、全額補助対象者からの返還金による諸収入を充当いたします。

続きまして、条例の制定について御説明をいたします。

議案第7号、旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。本条例は、経年劣化により、旭川市21世紀の森施設内の森林学習展示館、こちらを廃止するため、旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、農政部所管分についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○岡田建築部長 認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算についてのうち、建築部が所管する事業で、主な事業につきまして、決算事項別明細書で御説明いたします。

初めに、118、119ページを御覧ください。8款土木費1項土木管理費2目建築総務費でございます。市有施設定期点検費は、執行額が216万1千390円で、延べ床面積が1千500平米以上、または階数が3階以上の建築規模の大きい市有施設のうち、学校、市営住宅などを除く15施設につきまして、建築設備の定期点検業務等を実施したものでございます。

次に、120、121ページを御覧ください。住宅改修促進費は、執行額2千657万8千801円で、既存住宅の省エネルギー化や適切な維持に係る改修費の一部を、また、地域材活用住宅建

設促進費は、執行額7千597万6千848円で、地域材を使用した省エネルギー性能が高い住宅の建築取得に係る費用の一部を、住宅雪対策費は執行額3千66万6千970円で、住宅の融雪施設の設置に係る工事費の一部を、それぞれ補助したものでございます。

次に、3目建築指導費でございます。空家等総合対策費は執行額326万9千688円で、不良空き家住宅4棟に対し、除却費の一部を補助したほか、所有者がいない空き家の財産管理人選任の申立てや、倒壊の恐れがある所有者不明の空き家を解体する緊急安全措置を行ったところでございます。

次に、124、125ページを御覧ください。5項都市計画費1目都市計画総務費でございます。屋外広告物対策費は執行額592万3千330円で、広告物の掲出の許可に係る業務や、屋外広告物講習会などを実施したものでございます。

次に、6項住宅費1目住宅管理費でございます。市営住宅管理費は執行額2億6千448万7千140円で、市営住宅の修繕受付や入居者の募集業務のほか、機械警備、エレベーターの保守点検など、市営住宅の管理に係る業務委託を実施したものでございます。

次に、126、127ページを御覧ください。2目市営住宅建設費でございます。市営住宅整備費は執行額4億7千860万9千730円で、これは第2豊岡団地の新3号棟の建設工事や既存3号棟及び9号棟の解体工事などを実施したものでございます。

次に、3目市営住宅改善事業費でございます。市営住宅改善費は、執行額8千277万7千474円で、入居者の退去により空室となった住戸の修繕や畳の取替えなどを実施しました。市営住宅改修費は、執行額3億5千791万5千558円で、忠和団地の内部改修工事など、計画的な大規模修繕を行ったものでございます。

建築部の所管事業の決算の内容については、以上でございます。

続きまして、議案第8号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本件は、緊急安全措置を行った後の所有者等への通知につきまして、所有者等またはその所在が不明な場合など、やむを得ない理由により通知することが困難な場合に係る規定を整備しようとするもので、施行日は公布の日を予定しております。

続きまして、議案第9号、旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和7年9月3日に公布された建築基準法施行令の一部を改正する政令により、同施行令第137条の12に、既存不適格建築物の大規模の修繕、または大規模な模様替えを行う際の緩和規定が追加されたことにより、条項ずれが生じるため、規定の整備をするほか、所要の規定の整備をしようとするものでございます。施行日は、建築基準法施行令第137条の12の条項ずれに係る規定の整備は、本年11月1日、その他所要の規定の整備は、公布の日を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○富岡土木部長 初めに、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定のうち、土木部所管分につきまして御説明をいたします。

令和6年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書の118、119ページを御覧ください。8款土木費についてでございますが、全体事業費の支出済額144億6千198万9千988円のうち、土木部所管分につきましては、予算現額138億2千297万6千円に対しまして、支出済額

122億3千976万2千918円、翌年度繰越額5億6千431万9千999円、不用額10億1千889万3千833円で、執行率は88.5%となっております。

それでは、項目別に順次御説明をいたします。初めに、8款1項1目土木総務費でございます。支出済額470万5千445円につきましては、土木部全般に関わる庶務的経費と、昨年本市で開催した全国川サミットに要したものとなっております。

続きまして、120ページ、121ページを御覧いただきたいと思いますが、8款2項1目道路橋りょう総務費でございます。支出済額1億6千912万7千355円につきましては、町内会等における街路灯の設置費や電気料金の一部を助成しましたほか、買物公園の自転車対策や道路法に基づく台帳の整備、さらには、登記簿と現地の整合を図る地籍調査などに要したものとなっております。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費でございます。支出済額51億217万4千920円につきましては、除排雪や道路の維持管理経費のほか、街路灯やロードヒーティングの光熱水費などに要したものでございます。不用額5億1千678万1千908円につきましては、主に1月以降少雪と気温が高かったことで融雪が進み、排雪量が減少したことによるものとなっております。

続きまして、122、123ページを御覧いただきたいと思いますが、8款2項3目道路橋りょう新設改良費でございます。支出済額49億4千536万494円につきましては、都市基盤整備を促進するため、幹線道路をはじめ、生活道路や側溝の整備など、道路の新設改良事業のほか、雪対策事業等に要したものでございます。また繰越明許費の4億2千93万円につきましては、道路橋りょう整備費及び道路側溝整備費を令和7年度に繰り越しをしたもので、不用額の3億9千794万2千506円につきましては、国の交付金等のいわゆる補助落ちや入札差金によるものとなっております。

続きまして、8款3項1目河川整備費でございます。支出済額1億2千478万7千9円につきましては、浸水被害の防止等を図るため、市が管理する河川の整備に要したものでございます。

続きまして、124、125ページになりますが、8款5項2目街路事業費でございます。支出済額1億4千69万5千711円につきましては、都市計画道路大雪通の整備や、永山東光線の整備にかかる橋梁設計等に要したものでございます。また、繰越明許費の1億3千212万9千円につきましては、都市計画道路整備費を令和7年度に繰り越ししたもので、不用額3千291万7千289円につきましては、主に補助落ちによるものとなっております。

続きまして、8款5項3目緑地公園費でございます。支出済額20億9千814万2千548円のうち、土木部所管分、17億5千291万3千132円につきましては、北彩都ガーデンをはじめ、各種公園の整備や、維持管理及び緑化事業などに要したものでございます。繰越明許費の1千126万999円につきましては、都市計画公園整備費を令和7年度に繰り越ししたもので不用額の3千179万1千869円につきましては、主に補助落ちや入札差金によるものとなっております。

最後になりますが、142、143ページを御覧ください。11款2項1目公共施設災害復旧費でございますが支出済額5千143万5千119円につきましては、令和6年7月の大雨災害により、損害被害のあった道路2か所及び河川2か所について、復旧工事及び復旧のための資料作成委託を実施したものでございます。不用額5千486万4千881円につきましては、災害復旧費国庫補助金の財源活用に伴い、一般財源の支出を抑えられたこと、並びに災害復旧事業の査定結果や

入札差金により、支出が減少したことによるものとなっております。

以上が、土木部所管の決算概要の説明となります。

続きまして、議案第1号、令和7年度一般会計補正予算のうち土木部所管分につきまして、主な概要を説明いたします。

令和7年度旭川市一般会計補正予算の10ページを御覧いただきたいと思っております。8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、除雪費でございますが、中心市街地における冬期の通行性の向上及び除排雪作業の効率化を図るため、緑橋と一条通の道道区間約1.9キロメートルを市が北海道からの受託により一括で除排雪を行う費用として、1千740万円を補正しようとするものでございます。

次に、11ページを御覧ください。8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路側溝整備費についてでございますが、本年の融雪期の凍上により早急に対応が必要な生活道路の改良工事を行うため、5億円を補正しようとするものでございます。

次に、少しページを戻っていただきまして、3ページになりますが、第2表、債務負担行為補正でございます。上から2番目、総合除雪維持業務委託料につきましては、除排雪、除雪業者の安定確保を図るため、冬の総合除雪業務に加え、春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを一体化するもので、令和7年11月から令和8年10月までの業務委託に係る契約のうち、令和8年度分の5億3千190万4千円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

次に、その下にあります、雪堆積場（神居町忠和）借上料につきましては、令和7年12月から令和8年6月まで、雪堆積場として神居町忠和の土地を借り上げるため、借り上げ期間のうち令和8年度分の9万円を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

最後に、同じく3ページの第3表、地方債補正になりますが、上から2番目、道路橋りょう整備につきましては、今回の補正予算において財源として起債を充当したことに伴い、限度額を変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○幾原上下水道部長 水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定について御説明いたします。令和6年度水道事業会計・下水道事業会計決算の概要を御覧ください。

初めに、認定第9号、令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定についてでございます。

1ページ目を御覧ください。令和6年度の業務実績といたしましては、給水戸数が17万527戸、年間総給水量が3千280万7千581立方メートルとなっております。

表を御覧ください。まず、収益的収支につきまして、1行目の水道事業収益は、決算額68億1千973万1千711円となり、予算額に対しまして、6千205万1千289円の減となっております。水道事業費用では、決算額58億3千702万4千91円、不用額3億4千191万1千437円となっておりますが、これにつきましては、右端の説明欄に記載がありますように、主に取水費及び配水費の減によるものでございます。

次に、資本的収支につきましてでございます。資本的収入では、決算額36億7千234万4千378円となり、予算額に対して9億8千953万910円の減となっておりますが、右端の説明欄のとおり、主に企業債及び国庫補助金の減によるもので、その一部につきましては、令和7年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出では、決算額72億6千49

1万5千817円となり、不用額が3億5千140万8千855円となっておりますが、これは主に建設改良費のうち、配水管に関わる工事請負費や配水施設に係る委託料が減となったことなどによるものでございます。これによりまして、資料の一番下に記載しておりますとおり、当年度純利益につきましては5億7千849万3千300円、資本的収支は35億9千257万1千439円不足しますが、減価償却費などの内部留保資金で補填し、当年度末資金残高につきましては、12億3千716万9千656円となります。なお、令和5年度末資金残高と比較いたしますと、約1億9千800万円の増となっております。

次に、認定第10号、令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定についてでございます。

2ページ目を御覧ください。令和6年度の業務実績といたしましては、排水戸数が16万5千227戸、年間処理水量が4千734万6千465立方メートルとなっております。

表を御覧いただきたいと思えます。まず、収益的収支につきまして、下水道事業収益では、決算額93億5千321万6千576円となり、予算額に対しまして1億7千160万8千424円の減となっております。これにつきましては、説明欄のとおり、主に負担金や長期前受金戻入の減によるものでございます。下水道事業費用では、決算額89億9千332万3千823円、不用額4億1千60万4千177円となっており、これにつきましては、主に処理場費や資産減耗費の減によるものでございます。

次に、表の下半分、資本的収支につきましては、資本的収入では、決算額21億2千407万3千682円となり、予算額に対しまして23億8千3万1千318円の減となっておりますが、説明欄のとおり、主に企業債と国庫補助金の減によるもので、これらの一部は令和7年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。一方、資本的支出では、決算額48億7千263万8千389円となり、不用額は9億5千249万4千611円となっております。これにつきましては、建設改良費のうち、処理場施設に関わる工事請負費や、下水道管に関わる委託料が減となったことなどによるものでございます。こうした結果、資料の一番下にあります資金収支に記載しておりますように、2億8千546万5千800円の当年度純利益が生じ、資本的収支では27億4千859万6千307円不足いたしますが、減価償却費など、内部留保資金で補填した結果、当年度末資金残高につきましては、5億2千107万9千941円となります。なお、令和5年度末資金残高と比較いたしますと、約4千800万円の増となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和7年第3回定例会提出議案に関わる事項であります、第2豊岡団地建替(3)新築工事について、旭山動物園遊戯施設整備工事に係る変更契約の締結についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○岡田建築部長 議案第18号、変更契約の締結につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますけれども、建築部に関わりがございまして、その概要を説明いたします。

本件は、第2豊岡団地建替(3)新築工事の契約金額を2千499万149円増額し、12億3千169万149円に変更しようとするものでございます。これは、今年度の賃金等の変動に伴いまして、インフレスライド条項を適用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○三宮経済部長 報告第6号、専決処分の報告についてのうち、整理番号3、旭山動物園遊戯施設整備工事につきましては、経済部に関連する案件でございますので、御説明をさせていただきます。

本契約につきましては、令和7年6月26日に議決をいただいたところでございますが、地下水位の高い箇所が確認され、雨水排水設備工事を追加するため、契約金額を172万7千円増の1億5千407万7千円とする契約の変更の専決処分を、令和7年9月9日に行ったところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、理事者から報告を受けるところですが、まず、7月23日の委員会における能登谷委員からの東光スポーツ公園及び花咲スポーツ公園に係る質疑に対する答弁内容について、理事者から発言の申出がありましたので、ここで発言を許可することといたします。

○菅原観光スポーツ部長 本年7月23日開催の経済建設常任委員会において、能登谷委員からの御質問に対しまして答弁申し上げたところでございますが、その内容につきまして3点の修正をさせていただきます。順次、御説明申し上げます。

1点目は、東光スポーツ公園の基本計画の3ページの、東光スポーツ公園の概要には、総事業費は182億円となっている、武道館の部分は既に整備されているが、今後整備される複合体育施設は、事業費をどの程度と見込んでいるのか、また、その額を加えて、計画に記載の182億円で賄えると考えているのかとの御質問に対してであります。総事業費について182億円と記載させていただいており、これにつきましては令和元年度に基本計画を見直したときに記載をいたしました事業費総額となっております。その際の複合体育施設の整備費、整備予算、予定額といたしましては、80億円と想定をしておりました。今回、基本計画の改定に合わせまして、複合体育施設の建設費を104億円と見込んでおりますので、その差額24億円分につきましては、総事業費に加えるべき数字でありましたので、総事業費は206億円となるところでございますと答弁をいたしました。その後半部分につきましては、正しくは、今回の基本計画の改定では、整備済みの武道館の建設費16億円を除いた複合体育施設の建設費を104億円と見込んでおりますので、その実質的な差額40億円分を加えると、総事業費は222億円と見込まれますので、今後は東光スポーツ公園全体を所管しております土木部と総事業費について協議、精査してまいりますに訂正をさせていただきます。

2点目は、花咲新アリーナの整備費はどうなっているのかとの御質問に対してであります。花咲新アリーナの建設事業費は概算で、計画上は、現在、消費税込みで約144億円と見込んでいると

ころでございますと答弁いたしました。正しくは、花咲新アリーナの建設事業費は概算で約140億円と見込んでおられるところでございますに訂正をさせていただきます。

3点目でございます。花咲新アリーナは、外構等を含めて約190億円とのことであるが、東光複合体育施設の104億円には同じように外構等が含まれているのか、との御質問に対してであります。外構等を含めまして現時点におきましては、事業費は104億円を見込んでおられるところでございますと答弁いたしました。正しくは、外構を除いて、現時点におきましては、事業費104億円を見込んでおられるところでございますに訂正をさせていただきます。

今後このようなことが生じないよう正確な答弁に努めてまいります。

○江川委員長 ここで、特に御発言はございますでしょうか。

○能登谷委員 7月23日の経済建設常任委員会の修正ということで、今報告がありました。それで、140億円を144億円と言っていたり、これは滑舌の問題だと思いますので、読み違いだと思いますので、数字の間違いとして修正するのは理解できます。

しかし、ほかは、答弁の趣旨が変わるもので、修正と言えるのかどうか疑問があります。しかも、8月19日の常任委員会でも修正するチャンスがあったにもかかわらず、ここでも修正されませんでした。

今回の発言は修正というよりも、新たな報告をしたという扱いなのかどうか、取扱いについて伺いたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 8月の常任委員会でも修正のタイミングはあったのではないかと委員の御指摘でございますが、委員会会議録の修正を、質疑者である能登谷委員並びに経済建設常任委員会正副委員長の了解を得て行うのか、あるいは、常任委員会の場で発言を修正させていただくのか、この整理に時間を要しまして、8月の常任委員会での発言については間に合わなかったところでございます。

今回の発言の修正につきましては、答弁いたしました金額を修正するものであり、新たな報告を行うものとは認識しておりません。

○能登谷委員 8月19日であれば市長選の最中でしたから、いろいろ新しいエッセンスもあったのかもしれませんが、いずれにしてもそうだとおっしゃったので、取扱いについて。だから、7月23日の数字とかいろいろ直すということにはなりませんよね。その取扱いを聞きたいんですけども、そうじゃなくて今回のもそれぞれ議事録として残って、あとのやつを使っていきましょうということなのか。ちょっとその辺はどうなのでしょうね。事務局に聞いたほうがいいのかな、取扱いの方法についてはどうなるか。

○江川委員長 能登谷委員に申し上げますが、事務局に関しましては、今回出席者とはなっておりません。

○能登谷委員 そういう立場でないということなので、いずれにしても、これは遅いと思うんです。それで、整備済みの武道館の建設費16億円が視野に入っていないとか、総額の事業費も違うと。しかも、数字の修正というよりは、事業や計画を正しく理解していなかったということではないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 東光スポーツ公園事業につきましては、土木部が所管している事業であります。東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、花咲スポーツ公園の総合体育館建て替

えによる多目的アリーナの計画と関連があることから、観光スポーツ部において整備内容を検討することとしており、全体事業費に関し誤った答弁となったことにつきましては、これまでの公園全体の事業計画や、事業進捗について、土木部と十分な情報共有ができていなかったことによるものと考えております。

○能登谷委員 土木部が悪いわけではないと思うんですけども、情報共有はやっぱり、同じ庁内ですから、ぜひしていただきたいなと思います。最初の質問の意図としては、全体事業費182億円で複合体育施設の整備が賄えるのかというものだったんです。それには答えていないんじゃないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 令和元年度の基本計画の見直し時点の東光スポーツ公園の総事業費、182億円に対する現在の進捗状況を改めて確認いたしましたところ、令和6年度決算予定額で約112億円、進捗率は約61%となっております。複合体育施設整備を含めた公園整備においては、資材高騰や人手不足による建設費の高騰などが今後も続く予想され、令和元年度の基本計画見直し時に想定していた、総事業費内での整備は難しいと考えております。

○能登谷委員 このときの常任委員会は、一時中断して、時間をかけて答弁したと。当然、土木部にも情報共有しながら答えてくれたんだと思っていましたが、そうでもなかったと。それも間違えていたということで、まさに珍事だと思うんですね。珍しい。総事業費については今回222億円という新しい数字が出てきました。これも外構が入っていないから、またさらにということもあるんだと思うんですね。それならば、公園全体の事業を修正すべきだったんじゃないでしょうか。質問した時点では、令和7年3月に改定したものがあがりながら、その前の元年の改定前の数字を使っているわけですから、本来であれば公園全体の事業を修正すべきだったと思いますけれども、それはなぜしなかったんでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 今回改訂をいたしました東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の3ページ目に記載の総事業費でございますが、公園全体の概要として、令和元年度に見直された東光スポーツ公園全体の基本計画の記載に基づき記載したものでありまして、この時点の総事業費は182億円となっております、この部分の修正は必要ないものと考えております。

なお、再整備に係る全体の費用につきましては、21ページの概算工事の記載の部分で、土木部と調整しながら、総事業費の今後の想定を記載することがより適切であったと考えており、今後複合体育施設の周辺の整備なども踏まえ、公園全体の基本計画の修正や事業費について、土木部と協議し、精査してまいります。

○能登谷委員 だから、当時の元年はこうだという記載を変えなくても、部長の答弁では最後のほうにもう1回、最終的にこうだよって書くべきだったってことですよ。だから、なかなかやっぱり、分かりづらい資料になったと思うんですよ、そういう意味ではね。なかなか丁寧でない、不親切なものだったなあということだけ言っておきたいと思います。

終わります。

○江川委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長 なければ、提出議案以外の事項につきまして、花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめ（案）に対する意見提出手続の実施について、花咲スポーツ公園再整備事業に係る事

業方式の決定についての以上2件について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめ（案）に対する意見提出手続の実施について、御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、2ページになります。花咲スポーツ公園の再整備につきましては、令和5年度に策定しました再整備基本構想に基づき、昨年度、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を策定し、総合体育館のほか、公園の北西側にある相撲場や馬場、駐車場、メインアプローチ等について再整備の方針を定めたところであります。今年度は、令和8年度の再整備基本計画策定に向けて、再整備基本構想において機能見直しが必要とされた既存施設のうち、新アリーナ等基本計画で検討を行わなかったスケート場及びプールについて見直しを行っておりますが、その見直しが市民利用に影響があることから、中間のとりまとめとして意見提出手続を実施することといたしました。スケート場及びプールの現状整理や見直しの検討内容につきましては、後ほど資料を御覧いただければというふうに思います。

資料の11ページを御覧ください。スケート場につきましては、冬季の気温が上昇し、スケートリンクの安定した運営が難しくなっている中、現在の利用の状況を勘案すると、新たな設備投資や維持管理費の増加につながるパイピングシステムの導入は、市の財政状況を勘案すると難しく、廃止をしたいというふうに考えております。ただし、スケートにつきましては、冬期間のスポーツ実施率の向上や、冬季スポーツの普及の一端を担うものであり、その実施環境の確保に向けては検討を続けてまいります。

資料の13ページを御覧ください。プールにつきましては、現在、幼児用、25メートル、50メートルの3つのプール槽がありますが、過年度に実施した改修に向けた調査検討結果から、プール槽やプール周りの老朽化が進行しており、機械設備等の大規模改修も必要となってきた状況です。

資料の16ページを御覧ください。屋外プールの改修の方向性ですが、現在の利用状況や維持管理費との収支のバランス、新アリーナ周辺整備の役割分担などから、幼児用と25メートルのプールを廃止し、50メートルのプール槽を改修することで、施設の集約を図ってまいりたいと考えております。50メートルプールは市内唯一であることから、このプール槽を生かし、一部を25メートルプールへ改修する、また、新アリーナ周辺整備において水遊びもできるキッズパークを想定しておりまして、幼児用プールの機能の代替とする考えであります。なお、プールの改修につきましては、新アリーナ及びその周辺整備が終了した後と想定しておりますことから、50メートルプールの改修内容については、改めて検討を行ってまいります。

この中間とりまとめ（案）に対する意見提出手続につきましては、意見募集期間は10月15日から11月14日まで、資料につきましては、ホームページや市政情報コーナー、各支所、公民館などのほか、市内の主要な体育施設において配布することとしております。今後は、寄せられた意見を踏まえ、12月末までをめどに取りまとめる予定としております。

続きまして、花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式の決定について御説明申し上げます。花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式につきましては、7月の経済建設常任委員会において、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会からの意見として、事業方式の比較については了承し、総合的な評価により非保有方式を進めることは妥当、ただし、非保有方式における提案が一定

の水準を満たさない場合には、改めて保有方式を進めることを含めて検討することの御意見をいただいたことを報告申し上げたところであります。

その後、8月の常任委員会において、花咲スポーツ公園再整備事業について御質疑をいただき、これらを踏まえ、関係部長及び3副市長への説明をした上で、市長に、非保有方式によって事業者の公募を行うことを説明し、了承をいただいたところです。現在、意思決定の事務的な手続を進めておりまして、この手続が終了した後、事業方式の決定について公表を行う予定としております。

以上、説明でございます。よろしく申し上げます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○能登谷委員 一つは中間とりまとめと、それから事業方式の決定ということで、2つ報告がありましたので、順次聞きたいと思います。一つは、花咲スポーツ公園基本計画中間とりまとめということなんですが、前回8月19日のときも新アリーナの整備も含めていろいろ質疑させてもらいました。

私としては、そのときに、市長の前回1期目の公約にもなかったし、総合計画にもなかった中で、突然、2024年の3月に基本構想が出てきたなあという思いでございました。当時も話しました。東光スポーツ公園の体育施設は、国の事業認可が2030年までと、それから、ヴォレアス北海道のSVリーグに残る条件も2030年までに5千席ということで、そのために急浮上したのかなという感が拭えないということです。東光と花咲を同時にやるためには、財源が必要になりますから、そのために花咲は官民連携にするのかなあという気持ちがこの間の質疑を通じて強く残ったということなんです。

だから、ヴォレアス先にありきで、無理に2030年度、それから財政事情も考えれば無理があるから、そっちは民間でやってくれということなのかもしれないんですが、ただ、民間が所有する場合のほうが、もっとやっぱり将来負担が生じるんじゃないかというふうに思うんですね。それは、当然金利が違うし、それから利益も乗せるから、それらを何らかの形で、市や市民が、使用料など、いろんなもので取られていくということがあるんじゃないかなと、すごく不安というか、懸念に襲われました。なぜなら、リース方式、皆さん考えれば分かると思うんですけども、車のリースで、例えば200万円の車を買いますよといったときと、200万円相当の車をリースで買うといったときに、結局、契約年とか走行距離が違いますけども、結局その分、残存価格を幾らに設定するかというまた難しい問題がありますけども、それによって、民間のほうが、リース会社が損することは絶対あり得ないんですよ。いろんなものを乗せて、毎月で払う、だから当面の市の負担とか、当面所有者の負担がないとしても、分割で後々取られていくというのがリースの当たり前の話なんです。民間は当然そういうふうにすると思うんですね。

だから、市長もおっしゃっていましたよね、市長選挙の最中にもね。条件次第では、市の建設時の負担はないんだということ。だから、その条件が問題なんですよね。そこを語らずに手法その他が定まっていくというのは相当危機感を感じるなあと思います。

まず、中間とりまとめの案からなんですが、結局、花咲スポーツ公園再整備の基本計画は、今は中間とりまとめですけども、基本計画自体は令和8年度に策定するというをおっしゃっていますよね。だから、全体像は令和8年度に決まるんだけど、花咲新アリーナ部分は令和7年度に、今年、事業方式を定めて事業者募集もかけていくということは、これ、本末転倒でないのかな。全体

方針を定める前に部分だけ先行させていく。しかもこれを見ると、部分で先行させたその事業者にいろいろ提案させて、全体も考え直すみたいなことが含まれていますよね。

これはちょっとね、公共の事業としてはあり得ない。まるっきり民間でっていうんだったら、あり得ますよ。そのときは、土地代を取って貸してやればいだけで、市の関与は要らないわけですから。何か中途半端でよく分からない、木を見て森を見ずみたいな話になっていて、どうしてそうなるのかなど。順番が違うのではないかというのが一つの疑問です。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園のスポーツ施設の基本的な再整備の方向性につきましては、令和5年度策定の花咲スポーツ公園再整備基本構想において整理をされているところでございます。それぞれ施設の建て替えと、新たな施設の導入、それから既存施設の機能の見直し、既存施設の機能維持と位置づけているところでございます。このように基本的な方向性が異なる施設について、一度に基本計画としてまとめるのではなく、市民利用について影響のある施設から、順次、検討を進めておりまして、市民参加を求めることは、より丁寧な計画の策定につながるものというふうに捉えているところでございます。

○能登谷委員 市民参加を求めるのは丁寧、それはいいですよ。

それ以前の話で、庭全体を整備しようというときに、こっちの池からやりましょうとか、こっちの何か、ちょっとずつやっていきましょうって、最後に出来上がったら化け物みたいになるっていうことはあり得ませんか。ちょっと後でまた聞いていきますけども。そこがちょっとね、今まで聞いたことない、そんなの。全体の基本計画とか基本構想ができない中で、部分から先に早くつくっていくというのは、全く聞いたことないです。しかも総合計画にもないからね、これ。

それは後でまた言いますが、細かいところを聞いていきますね。例えば、プールの利用人数はここ最近増えているんですよ。さっきの説明を聞いても、コロナがあったと、1回減ったんだと言っているんですけど、コロナ前よりも、これだと、プールは、2019年で4千181人が、今、2024年で6千431人だから、1.5倍以上になっているかな、伸びているんですよ。今回、プールを廃止しようという流れなんですけど、今、学校プールが結構閉鎖されているんですね。温暖化の影響もあるだろうし、それから管理する人にもお金を払えないっていうこともあって、なかなかうまくいっていないから、あちこちの学校のプールが閉鎖になっているんですね。だから、そういう意味でもここに集まってきているんじゃないかなと思うんですけども。そうであれば、これ、25メートルプールとかね、需要があるんじゃないかなと思うんですけど、それはどのように考えているんでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 プールの利用につきましては、WBGT、暑さ指数が31度以上の場合や、水温と気温の合計が65度以上になる場合には、熱中症のリスクが高まるため、プールの利用を中止、または運動を制限することが推奨されており、本市においても夏場の気温が上昇していることから、ビニールによる簡易屋根のある学校プールの利用が制限されている状況にあると想定しております。花咲スポーツ公園の屋外プールにつきましては、屋根がないことから、学校のプールと比較すると、気温上昇による中止は、現時点では少なく、身近な場所にある学校プールが中止されている場合、小中学生の25メートルプールの利用が多くなっていると考えられます。

○能登谷委員 そうすると、25メートルプールの需要があるっていうことですよ。それをどう

して廃止するのでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園の屋外プールの利用者の半数以上が中学生以下であることから、25メートルプールの需要は高いと考えております。そのため、25メートルのプール槽は廃止としますが、その機能については、50メートルプールを改修することで確保していきたいと考えております。

○能登谷委員 確かに、この16ページの図を見ても、50メートルのやつをおおよそ半分に割るのかね。だけど、50メートルだから、深さを変えたって遠いよ。途中で何か田んぼのあぜみたいなのを造らないと行き着かないもんね。だとすると、半分に切れるんだったら、25メートルを半分にできるんだったら、もしかして、残りで幼児用プールもできちゃうんじゃないですか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 50メートルプールの改修につきましては、能登谷委員のおっしゃるとおり、例えばですけれども、半分を底上げして、25メートルに区切る。さらにその半分をもっと浅くして幼児用にすることも考えられると思います。その部分につきましては、新アリーナの整備が終わった後、令和13年以降にプールの改修等に入っていくことになるかと考えておりますので、そこに向けて、改めて詳細については検討していきたいと思っております。

○能登谷委員 じゃあ、廃止しなくてもいいんだね。そうしたら、これは廃止って書いてあるからさ、見直しはするけど、廃止までしなくてもいいんじゃないの。それは、さっきの方向とちょっと違うような気がするんだけど。まあいいや、そうだなということで聞いておきます。

もう一つは、スケート場の見直しがあるんですが、冬季のスケート、スキーなどの利用状況はどうなっているのでしょうか。特に私たちのまちには、冬季スポーツの振興ということを推奨しているわけです。障害者の冬季スポーツの代表も後ろに今来られていますけれども、その冬季スポーツのことを考えると、利用人数が少ないからさっさとやめてしまえというのはどうも安直に感じるんですが、どう考えているのかお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長 冬季スポーツの状況につきましては、施設の利用状況を過去3年間で申しますと、大雪アリーナの冬期利用が、令和4年度が7万2千896人、令和5年度が6万9千115人、令和6年度が7万2千654人となっており、ここ数年は大きな変化はありませんが、10年前の平成27年度は10万2千784人となっており、約3割減少しております。

また、カムイスキーリンクスは、令和4年度が9万2千627人、令和5年度が10万6千989人、令和6年度が12万2千101人、10年前の平成27年度が8万3千723人ですので、大幅に増加しておりますが、これは外国人利用者の増加が大きな要因となっております。

また、バーサースキー大会の参加者で申しますと、昨年度は1千393人となり、コロナ禍後の3年前と比較すると約200人増加しておりますが、10年前の平成27年度は3千12人となっており、約55%減少しております。

このように、市内の大型公共施設、イベントでは、カムイスキーリンクスを除いて、ここ数年大きな変動はありませんが、長期的には減少傾向にあります。これは、全国的にも同様でありまして、国内のスキー・スノーボード人口は、平成10年の1千800万人をピークに、令和5年度には460万人にまで減少しているというデータもございます。

本市におきましては、令和5年3月に策定しました旭川市スポーツ推進計画におきまして、冬期

間に週1回以上スポーツを行う市民の割合が、通年で行う市民に比較して約10%低くなっていることから、同計画におきましても、市民が通年でスポーツをする習慣を持つことで健康増進等につなげるため、ウィンタースポーツの推進を項目として掲げているところでございます。

今後の冬季スポーツにつきましては、促進していく必要がある一方で、例えば温暖化の影響により、バーサースキー大会のコース整備に苦勞していることや、施設の老朽化などの課題もありますことから、どうすればより市民の方に冬期間スポーツに親しんでいただけるかっていう視点から、現状と課題を踏まえながら、その推進に取り組んでまいります。

○能登谷委員 冬季スポーツについては、なかなか苦しい現状がありますよね。全体としては、減少傾向になっていると。市としては、冬もできるようにということで推奨はしているけども、なかなかそうならない状況だと思うんですね。ちょっとここにあんまり時間をかけることができませんので、今後の冬季スポーツの振興について、ぜひ系統的な検討を進めていただきたいなことだけ述べておきたいと思います。

それで、あまり時間がないので、事業方式の決定について伺いたいと思います。さっきもちょっと言いましたが、市長選においては、今津市長は、条件次第では建設費の負担がないということをおっしゃっていましたが、これはどういった場合というか、どういう条件次第なのかお聞かせいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園新アリーナにつきましては、プロフィット機能を有する多目的アリーナとして計画しており、プロスポーツやライブ、コンサートの開催もできる施設を想定しております。また、その周辺には、事業者の提案による収益施設の設置も想定しており、新アリーナや収益施設の営業収入が十分であれば、建設費用については事業者の負担で賄える場合がございます。

○能登谷委員 営業収入が十分であればということなんですが、十分でないときは、じゃ市で賄うのかということがポイントなんですよ。それはどうやって判断するのか。こちらとして判断基準があるのかな。あなた任せで事業者が提案してきたらそれでいいということなのかと思うんですけど、どうもよく分かりません。質疑を通じてお示しいただきたいと思うんですが、一つは、非保有方式を選択するには従来方式との比較がどうしても必要だと思うんですが、どの点がどうなっているというふうに比較されているのかをお示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 非保有方式の選択については、旭川市PFI活用指針に基づき、昨年度、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査を実施し、その結果をPFI導入検討会議に報告し、官民連携手法での実施が妥当との判断を受けたところです。

この時点での従来方式との比較では、非保有方式に大別されるリース方式や民設民営方式について、定性的な評価として、民間ノウハウの発揮などについて有利であり、定量的な評価として、市から支払うリース料または使用料については、市場調査において参入意向のある事業者から、従来方式と比較して低コストが見込める回答があったところです。

なお、今後の事業者の公募に当たっては、リース料または使用料の提案も受けることとなっておりますので、その際は、新アリーナの建設費及び事業期間の維持管理運営費との比較により、市の負担が不利にならないよう判断しなければならないと考えております。

○能登谷委員 それで、リース料とか使用料ということも提案されるってということなんだけど、そ

それがだから従来方式と比べてどうかという比較検討はされていないんでないかと思うんです。

それはなぜかという、これまで出してきたいろんな資料で、2025年2月6日、今年の2月の花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議、ここでは、PFIの導入を検討しているんですよ。PFI導入可能性調査を実施した結果、VFMの達成が見込まれる、バリュー・フォー・マネーですね。従来方式やPFIについては、バリュー・フォー・マネーが金額で示されているんですが、非所有方式はPFIではありませんよね。だから、具体的にこの報告にも書かれていないはずなんです。これは、官民連携導入可能性調査、ここでも具体的な検討はないと思いますよ。いろいろ、それ以外のものがね、PFIと分類されるものはいろいろ書かれていますけど、率直に言って、非所有方式、リースとか民間所有、民設民営、これらはPFIじゃないですよ。だから、PFI、PFIって、PFIの検討はしてきたんだけど、結果、官民連携が優位だって言っているけど、違うんですよ。PFIはこうだって言っているだけで、非所有までは比較していないんじゃないですか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 PFI検討会議におきまして、提案した資料に基づきまして、VFMの算出については、DBO、BTO、BTコンセッションについて実施しております。VFMについては、支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考えであり、同一の目的を有する2つの事業について、支払いに対して価値の高いサービスを供給する方法を、他方に対してVFMがあるということになります。

昨年度実施した官民連携導入可能性調査においては、施設を保有し、公共施設として運営するという同一目的において比較をするため、この3種について、公共サービス水準を同一に設定し、VFMを算出しております。

一方、こちらの中でも、リース方式や民設民営方式についても検討はしております。施設を保有するという点において、従来方式と同一の目的と言えないこと、また、事業者の事業提案によりサービス水準が異なり、仮にVFMを算定したとしても、その結果が実態と大きく乖離する可能性があることから、VFMの算定は行っておりません。昨年度行われた検討会議において、定性的な評価と、VFMのみではありませんけれども、定量的な評価による総合評価において判断していただき、官民連携手法による実施は妥当との判断をされたことにより、従来方式ではなく、官民連携手法において事業実施を行うと判断し、今年度、選定委員会からの御意見も伺い、非保有方式を選定したところでございます。

○能登谷委員 そこにトリックがあるんですよ。PFIは調べたんですよ、VFMはあるんですよ、だから、それで幾らVFMが出ていますよと、だから、優位なんですよって、PFIが有利だという報告ならそれでいいんですよ。PFI導入調査をして、PFIはこれだって言えばいいんだけど、官民連携が優位だっていう結論づけなんですよ。官民連携といえば、非保有やらリースやら、いろいろ出てくるんですよ、そこにトリックがあるんですよ、はっきり言って。

皆さん方が、令和7年4月7日の経済建設常任委員会、僕たちの前の期ですけども、そこに報告した資料でどうなっていますか。PFI導入可能性の総合評価、二重丸2つはPFIじゃないですか。そこにリース、それから民設民営も入っていますよ、だけど、三角とか丸にしかなくなって、総合評価に二重丸がついているのは、PFIの2つだけじゃないですか。

○菅原観光スポーツ部長 これまでの比較の中で、確かに委員の御指摘のとおり、PFIにつきま

しては、優位性があるというふうな判断をしてきておりますけれども、これまでの検討の中で、じゃあ、官民連携手法の中でどういった手法がより適切なのかといったことを判断するに当たって、選考委員会からの御意見も踏まえながら、非保有方式が妥当であるというふうな結論に至ったところでございます。

○能登谷委員 だから分からないっていうの。総合評価は、PFIが二重丸なんです、総合ですよ、VFMも含めて、4月7日の経済建設常任委員会で皆さん方がくれた資料だよ。それで、総合評価はどう見てもBTOとBTCが二重丸で、どちらもPFIですよ、リースは三角、民設民営は一つ丸、従来方式は三角でDBOも丸だけど、だから、二重丸の総合評価はPFIの2つだけ、なのに、今度どうしてそうでない評価の低いほうに決まっちゃうわけ、それが分かりません。

PFIの調査をした、PFIでこうだった、VFMもこうだったと言っているのに、PFIだけでなく官民連携みんないいような、バラ色に描いて見せて、出口はPFI以外の官民連携の中の一つの手法である非保有だっていうんだから、すごいトリックがあるでしょ。

○菅原観光スポーツ部長 ただいまの御指摘でありますけれども、これまでも質疑の中で、私どもから答弁をさせていただいているところでありますが、官民連携手法の中でも、非保有方式についてメリットがあると。将来的な財政負担や、それから、管理主体の経営の自由度が高まって、よりプロフィットセンターとしての機能が高まるといったことが想定される非保有方式というものを選択したというところでありますが、これまでも御質疑の中で答弁をさせていただいておりますとおり、こういった非保有方式の事業手法にて公募を行い、その公募による提案が私どもが要求する水準に満たない場合ですとか、そういった計画にある場合につきましては、一旦そこで考え方を再度改めて考え直して、非保有方式から保有方式に、保有方式というのはPFIになるのかというふうに思いますけれども、そういった方式に改めて検討をするといったことを考えているところであります。現在、非保有方式がメリットがあるということを事業手法として判断をしたところでありますけれども、事業メリットがあるという可能性を現時点では排除をしたくないと考えたところでございます。

○能登谷委員 なお分からない。だってね、4月7日に、我々の前の期の委員会に見せたのは、PFIなんです、総合評価2つ。なぜ、PFIが官民連携にすり替わり、確かに官民連携の一つはPFIだけど、だけどPFIのところは二重丸2つで、そこに限定されたのに、話を選定委員会に持っていったら、広く官民連携全体がいいような話になって。だけど、選定委員会の議題は最初からそんなことじゃなくて、視点1、プロフィットセンター機能の発揮、視点2、事業者の経営の自由度、視点3、将来的な市の財政に与える影響、これなんか全然分析していないんだけど、ないからね、数字がどこにも、より将来負担っていったって、将来負担はこっちのほうが絶対高いんだから、何の数字もない、分析もしていないから。なのに、おためごかしじゃないけど、ちょっと言葉が悪いですけど、どういうわけか、ここに、将来的な市の財政に与える影響とかって言うんだけど、その前の視点1と視点2、プロフィットセンター機能の発揮、事業者の経営の自由度、何でこうなるの。公共施設なんでしょう、民営でやってもらうかもしれないけど、今のところ公共施設なんでしょう。民間でまるっきりやるっていうんだったら、最初からそれで、土地代だけもらってやればいいんだけど、それでも駄目だけどね、いろんな場所をどけるといってあちこち廃止して、場所を提供してやって、土地代だけもらうのかなと思ったらそうじゃなくてという話になっている

んですよ、それがおかしい。

だから、皆さん方が4月7日までにまとめてきた内容が、いつだこれ、7月23日のこの今の経済建設常任委員会に出てきた選定委員会の報告、せっかくこんな立派な人たちがね、選定に入っていて、ここに名前も出ていますけど、大学の先生やらいろんな人から、専門家が入っている、だからそこに正しく反映されていないんじゃないの、違う話になっているもん。今まで二重丸のところと無関係に、プロフィットセンターとしてやれる、経営の自由度、違う話になっていませんか。

○菅原観光スポーツ部長 官民連携導入可能性調査を経まして、PFI庁内検討会議で官民連携手法による事業を進めるということが妥当であるとの結論をいただいたものでありますので、その結論に基づいて事業を進めているところでございます。

○能登谷委員 官民連携、だから、俺それ見たよ、1回目も2回目も。官民連携の人たちの話は2月6日に結論が出てきて、1月29日までに出した導入可能性調査、ここははっきり違うことが書いてありますよ。花咲新アリーナをプロフィットセンターへ、もうかる施設をやってくださいと。東光は、現総合体育館の後継施設、もう位置づけが変わっているんですよ。

だから、今の総合体育館は東光に行くんだからそれでいいと、花咲はもう、民間のもうかるセンターにしていけということですよ。そこまで位置づけているのに、そして、そのときに検討した内容だって、非保有方式とは書かれていないよ。それも含めてだけど、官民連携と言っているのはPFIの評価ですよ、そのときについているPFI導入検討会議の検討会。だから、官民連携はこうだと言っているけど、検討会議の中身はPFI導入検討会議で、副市長を代表にして、令和6年からやってきているんですよ、令和6年2月から1年ぐらいかけて。だからね、選定委員会のときだけ急にプロフィットセンターになり、経営の自由度とかって言って、そしたら公共施設としてやる必要ないでしょ。

選定委員会は何を言っているかというのと、7月に我々がもらったやつの中では、選定委員会の意見、最終的にね、6ページ、民営になることで、以下の点について留意し、もう民営ありきでずっと来て、最後、民営になったら困るぞっていうね、懸念材料2つ、民間事業者の事業破綻リスクの対策、民間だから破綻することもある、その対策をなさいよって言っている。ということは、条件をいろいろつけて守ってやれということじゃないの、破綻しないように。だから、市が金を出せということですよ、または債務保証するか、10年で破綻したら引き取ってやるか、その条件設定をしてやれと言っているんですよ。

もう一つは、市民利用が過度に制約されない、市民が利用したいけど過度に制約されない、矛盾しているんですよ。なぜかといったら、市民利用は東光に行けて言ったんだから、今までの機能は全部東光に行け、こっちは自由にやれなのに、市民利用が入ってきた、制約されない、要するに、買ってやれということですよ、何日分とって、市民利用分を買ってやれ、そうしたら民間は困らないということでないの。それは何日よとて言えば、あるよ、ずっと前の令和6年1月に出しているんですよ、それには130日ぐらいって書いてあるんだよね。もともと今の現体育館の機能は全部東光に行くって決まっているのに、今まで130日分ぐらい市民が制限されていて使えなかったと、だから、新たな需要として市民が使えるように130日分買い取ってやれということだよ。それ自体が、何で選定委員会としてこんなことになっているのか、全くよく分からない。それは、どうしてこうなるの。

○菅原観光スポーツ部長 まず、今、委員からのお話の中で、破綻リスクの対応を市が取るように選考委員会が言ったのではないかということでもありますけれども、選考委員会の中ではそういった議論ではありませんで、破綻リスクの対応については検討すべきことというふうなことになっておりますが、それは、事業者の提案に破綻リスクがないことというふうなことを見極めるようにといった趣旨のことであったというふうに理解をしております。

それから、現在の花咲の総合体育館の機能が全部、東光スポーツ公園の複合体育施設に行っ、それで等価であるということではなくて、現在、花咲スポーツ公園だけでは足りなくて、東光スポーツ公園を整備する計画を持ったところでもありますので、花咲スポーツ公園の新アリーナと、それから東光スポーツ公園の複合体育施設の両施設をもって、市民利用を満たしていく考えであります。

○能登谷委員 今見つけた、花咲スポーツ公園再整備基本構想、令和6年3月、ここには、確かに足りないかもしれない、市民ニーズがあるかもしれない、でも今まではできなかったんだよね、使わせてなかったんだから、需要は増えてきたかもしれないけど、なかった。今度は東光に行っちゃうからニーズに応えられるかもしれない、とすると、それが年間130日程度だって言っているんだよね。だけど、それらのことはね、ずっと論点になっていないよ、率直に言って。結局、市民利用っていうのが太く推進されるようになるのは、この4月、そして7月のこのあたり、要するに民間が買い取ってやれる対策を取るために作られた話だと思う。だって、130日も必要だったらさ、民間じゃなくて公共施設として造らなきゃならないでしょう、民間に自由にしてやるっていう話にならないでしょう、矛盾しませんか。

そして、リスクへの対策は今後の検討っていうけど、判断基準としてどんな条件だったら市はのめて、どんな条件だったら駄目なのかっていうことは、相手に提案させることですか。これって、市として判断基準を持つべきじゃないの。

○菅原観光スポーツ部長 破綻リスクについてでございますけれども、民間事業者が経営不振に陥った場合には、事業が継続されず、運営者のいないアリーナが公園に残されるという事態は想定されます。

他都市の事例においては、基本協定において補償金の支払いですとか、構成企業の補償など、原状回復費用の支払いを担保する方法や、定期的な財務モニタリングを実施することで、財務状況の改善に向けた協議を行うなどの対策を行ってきているところがございます。

本市におきましても、これらを参考に対策を検討するとともに、事業者の選定時にも、事業計画について、その実現性、継続性について慎重に判断をしております。花咲スポーツ公園の新アリーナが公共施設であるということに関しましては、市民のスポーツ利用を推進していくためにも、一定の公共性を確保する必要があるというふうに考えておきまして、それがすなわち民間事業者の経営を安定化させるといったようなことではなくて、公共利用分を確保するというようなことで、その分の管理運営費用について市が負担するというものについては、一定程度必要であるものと考えております。

○能登谷委員 時間がなくて簡単にします。一つは、130日は、じゃあ、どうやって算定したんですか。今までなかった、使っていないんだけど、制限してきたから、制限したというのは、総合体育館が満杯だから使えませんよと断っていたってことね、それが使えるようになったと。その130日の根拠は何ですか。

○菅原観光スポーツ部長 130日の根拠でございますけれども、これまで、花咲スポーツ公園だけでは、市民スポーツの利用もそうでありますし、大会利用を断ってきたという経過が、これまで長年にわたってありました。このことから、しっかりと、全市はもちろん、全道レベルの大会が本市で行われるよう、しっかりとした施設整備が必要だということで、東光スポーツ公園に複合体育施設を建設するというような計画ができたものというふうに考えております。その中で、花咲スポーツ公園も新アリーナを全部民間ということではなくて、その足りない130日分を可能な限り、花咲の新アリーナについても市民利用を担保していくということで検討してまいりたいと考えているところです。

○能登谷委員 時間がないのでやめますけど、それじゃあ130日の根拠は分からないね。何が何日で何が何日ってきつとあるんでしょけど、それは分からないわ。今度の宿題にしておきますね。130日ってというのはどうやって積算されたのか全く分かりません。

それで、時間がないから最後に言いますが、結局、論点としては、全体方針が後になって、アリーナだけ先にやっていくっていうことは、本末転倒だと思います。そんなやり方したことない、旭川市として、それが一つ。

もう一つは、総合体育館の後継は東光スポーツセンターだって決めているわけだから、皆さん方がそっちだと、新アリーナはプロフィットセンターで自由なんだと、民間でやってくれと。それだったら最初から最後まで民間でやってもらえばいいんですよ。土地代を払ってもらえればいい。なのに、そのためには、ここに示されている中ではね、収益施設が2つくらい造られたりとか、いろいろ、それを中心に配置される、民間が動きやすいように再整備をしようとしている、そういうふうにしかならない。

最後、VFMなど、比較ができない。非所有については、金額で検討したものはないですから、それで、市として判断する根拠がない中で走っていく。今回なんか、パブコメも取るとか、事業方式も決めるとかというのは時期尚早だということを指摘して終わりたいと思います。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わりして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、農作物の生育状況について、理事者から報告願います。

○林農政部長 本年度の農作物の生育状況について御報告をいたします。

初めに、これまでの気象概況ですけれども、今年の雪解けは4月4日と平年より3日ほど早く、5月以降は日照時間は多く、気温は高め、また降水量が少なく、作物にとってはやや厳しい天候で推移してきたところです。生育状況でありますけれども、まず、本市の基幹作物である水稲につきましては、6月頭から分けつが進みまして、穂数は平年並み、生育は平年より早く進んでいると、そういった状況です。

次に、畑作物なのですが、既に収穫作業が終了している秋まき小麦は、平年よりも麦が細かい傾向にありました。豆類は平年並みの収量が見込まれておりまして、バレイショは平年よりもやや少ない収量となる見込みです。その他野菜ですけれども、トマト、ホウレンソウ、コマツナなど一部の品目については、高温により収量は少なくなっていると伺っております。

最後に、果樹についてですが、サクランボにつきましては既に収穫を終えており、収量は平年よりも多い状況と伺っております。また、リンゴにつきましては、生育状況及び収量とも平年並みになると見込まれております。

今年は、6月後半からの高温によりまして、農作物の生育が全体的に早まっており、水稻におきましても、収穫時期が平年より9日ほど早まっております。そのため、刈り遅れによる品質低下を招かないように、現在も精力的に稲刈りが進められております。収量や品質については、平年並みまたはそれ以上と見込まれているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、大雨による土木部所管施設の被害状況について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 令和7年8月20日から21日にかけての大雨及び8月26日から27日にかけての大雨によります、土木部所管施設の被害状況について御報告をいたします。

配付させていただいております資料を御覧いただきたいと思います。初めに、8月20日から21日にかけての大雨でございますが、8月20日22時56分に洪水警報が発令をされ、21日1時52分に洪水警報は解除されましたが、瑞穂の観測所で1時間の雨量が40.5ミリを記録するなど、21日までの24時間降水量で79.5ミリを記録しております。この大雨の発生を受けまして、市街地に位置する牛朱別川の第2新星樋門におきましてポンプ車の配置や排水ホースの設置など、排水排除作業の準備を実施したところでございます。

また、21日早朝から道路維持管理業務の受託者とともに市内全域のパトロールを実施し、特に降水量が多かった東旭川地区や西神楽地区を中心に、道路の洗掘21か所、道路冠水3か所などを含む計33か所で被害が発生し、1路線を通行止めとしましたほか、河川等では、河川の法面崩れによる被害が4か所で発生いたしました。いずれも人身等の被害はなく、9月4日までに復旧を完了しております。

次に、8月26日から27日にかけての大雨でございますが、警報は発令されておきませんが、旭川の観測所で27日未明の2時から3時までの1時間の雨量が32.0ミリを記録するなど、短時間で激しい降雨となり、27日までの24時間降水量で54.0ミリを記録しております。この大雨を受け、27日早朝から道路維持管理業務の受託者とともに市内全域のパトロールを実施し、道路の路面洗掘9か所、道路冠水6か所、倒木10か所などを含む計28か所で被害が発生いたしました。いずれも人身等の被害は発生しておらず、9月9日までに復旧を完了しております。近年は、地球温暖化等に伴い、大雨災害の発生頻度が高まっていると認識しておりまして、災害対応への準備を含め、今後も緊張感を持って適切に対応してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席して

いただいております。

次に、雪対策の取組について、理事者から報告願います。

○高橋土木部雪対策担当部長 令和7年度の雪対策の取組について御報告申し上げます。

雪対策の取組につきましては、本年6月10日の本常任委員会におきまして、担い手不足や気候変動など、除排雪の課題に対して取り組んできた業務体制の見直し、路面管理対策の取組結果や今後の方向性について、御報告をさせていただいたところです。その後、除雪連絡協議会や雪対策審議会に御意見を伺うとともに、旭川除排雪業者ネットワーク協議会と意見交換を行いながら取りまとめました本年度予定の主な取組について御報告申し上げます。

配付させていただきました資料を御覧ください。1、除排雪事業の業務体制の（1）除雪センター機能の集約と充実についてでございます。担い手不足の課題や働き方改革に対応した合理的な業務体制の構築に向け、段階的にセンター機能の集約等を進めてきた中、昨年度、道路パトロール体制を拡充した上で、試行として、除雪センターの運営を市内9センターから7センターに集約をしましたが、円滑に運営することができたことなどから、本年度は、支所センターの集約をさらに進め、中央、神楽、北星、永山の4センター体制として、試行を継続してまいります。

次に、（2）除雪DXの推進についてでございます。昨年度、西神楽地区1か所に積雪センサーやネットワークカメラなどIoT機器を設置し、遠隔地から現地状況を確認することができる郊外地を対象とした積雪状況監視通報システムの運用を開始しましたが、本年度は、郊外の定点観測地12か所に観測機器を増設し、合計13か所に拡充して、パトロールの効率化、省力化を図ってまいります。

次に、（3）除排雪作業における安全性向上の強化についてでございます。本年1月に発生した排雪作業中の事故を踏まえ、除雪グレーダーへの後方カメラやセンサーの設置を推進するとともに、交通誘導員の配備強化やバリケードなど安全施設設置による作業範囲の明確化によって現場管理を強化し、作業の安全性を向上させてまいります。

続きまして、2、路面管理対策の（1）極端な気象状況に対する路面管理対策についてでございますが、近年の温暖化傾向など、気候の変動に伴い、これまでも対策をしてきておりますが、ざくざく路面による交通への影響がより大きくなってきております。このため、ざくざく路面の発生抑制や発生時の早期改善に向けた対応として、初冬期の予防的な対応をさらに強化してまいります。手法といたしましては、初冬期に生活道路の圧雪を削り取る雪割り作業を試行的に実施し、圧雪の厚さを薄く管理することで、ざくざく路面発生の抑制を図ってまいります。この作業を行った場合、道路幅員の狭小化や雪山の増大などが見込まれますので、市民の皆様には御理解が得られるよう、路面悪化や対応状況について情報発信の強化に積極的に取り組むとともに、影響を低減するため、生活幹線道路の排雪作業の前倒しを推進するほか、状況に応じた交差点排雪などの実施を考えております。

次に（2）生活道路の排雪強化についてでございますが、引き続き、気象状況や路面状況に応じた排雪を実施してまいります。

なお、ただいま御説明しました取組につきましては、今後開催いたします地区除雪連絡協議会において説明をし、御理解をいただき、進めてまいります。

次に、除排雪に関する市民アンケートの結果についてでございます。本アンケートは、令和4年

度から、除排雪事業における前年度の取組の評価や市民ニーズの把握を目的として実施しております。本年度は6月18日から7月18日までの期間で、市民広報6月号、市のホームページ、SNS等で周知を行い、専用フォームまたはアンケート用紙で御回答いただき、回答数は2千851件となっております。主な結果といたしましては、幹線道路の車の走りやすさについては、よい、おおむねよいが52%、生活道路の車の走りやすさについては28%、交差点の見通しについては19%、除雪状況を総合的に見た評価につきましては、満足している、大体満足しているが20%となっております。このアンケートにつきましては、どなたでも自由に回答できる方法であり、年度ごとの比較はあくまで参考ということになりますが、評価を単純に昨年度と比べますと、上昇する結果となっております。このアンケート調査につきましては、今後も継続的に実施し、除排雪事業における市民の評価や満足度を図りながら、雪対策の取組を推進する上での参考にしてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ありますでしょうか。

○駒木委員 交通誘導警備員の配置強化や作業範囲の明確化による現場管理の強化とあるんですけど、ここ具体的に何か変わるものがあるのでしょうか。民間任せになっているのかっていうのを聞きしたいなっていうところです。

○高橋土木部雪対策担当部長 今、11月1日からの新年度というか、今年度の除雪業務の発注の準備をしておりますけども、安全配置については、その中の仕様書と、特記仕様書ということで、配置する人数ですとか、安全配置の強化について示して、事業者にしっかりその仕様書に従って作業していただくということになります。

○駒木委員 この背景に交通事故があったということもあったと思うんですけど、どのように改善していくとか、そういったことも含めて何か資料があればいただきたいなと思います。今じゃなくて、その先でもいいです。

私からは以上です。

○高橋土木部雪対策担当部長 安全対策について取りまとめたものについて、改めて資料のほうを提出させていただきたいと思います。

○江川委員長 他に御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 次に、3、その他の経済建設常任委員会行政視察の委員派遣の変更についてを議題といたします。

8月19日の委員会で決定し、議長の承認を得ている委員派遣について、経済建設常任委員に変更が生じたこと等により、配付している委員派遣変更承認要求書(案)のとおり、議長に対し委員派遣の変更承認要求をすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○江川委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午後2時48分